

■ 返戻金について ■

以下、各「契約書」からの抜粋

<中途採用>

第8条（報酬の返還） 乙は、新規採用者が自己都合（死亡、病気または甲の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合、下記の表に従い報酬を甲に返還するものとする。この場合、甲は乙に対して、新規採用者の退職日から5営業日以内に退職の事実を書面により通知し、乙は、これを受け退職を確認したうえで甲へ返還する。

退職日	返還する報酬
入社日から1ヵ月以内	前条第1項の報酬額の80%
入社日から3ヵ月以内	前条第1項の報酬額の50%
入社日から6ヵ月以内	前条第1項の報酬額の20%

<新卒採用>

第8条（報酬の返還） 乙は、次の各号のいずれかの条件が成就した場合、各号の定めに従い前条に定める報酬を返還するものとする。ただし、報酬の返還は、求職者に帰責性ある入社辞退または退職に限る（求職者の死亡（入社後に限る）もしくは病気、または甲による採用予定の取消し、入社辞退の勧奨、入社延期、一時帰休、他社への転籍等、採用予定の取消しに類似する行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、労働条件の入社前通知との相違、その他甲の責に帰すべき事由による場合を除く）。この場合、甲は、乙に対して、当該求職者の入社辞退日または退職日より5営業日以内にその事実を書面により通知し、乙は、これを確認したうえで甲へ返還する。

- (1) 甲が求職者について採用予定したものの、当該求職者が入社しなかった場合・・・前条第1項の報酬額の全額返還
- (2) 求職者が入社した月内に退職した場合・・・前条第1項の報酬額の半額返還

許可番号 13ーユー312083
株式会社 マイナビパートナーズ
東京都千代田区神田神保町1丁目14-3